

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	集 8-1	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）		（名称） 東近江市長 小 椋 正清					（所在地） 東近江市八日市緑町10番 5 号					
		経営管理権を設定する森林の 森林所有者（甲）		（氏名又は名称）					（住所又は所在地）					
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権の 存続期間 （終期） （B）	経営管理権に 基づいて行われる 経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある 場合において甲に支払わ れるべき金銭（D）の額 の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	萱尾町滝山	275-1	3175	ニ	山林	0.08	ヒノキ	67	公告の日から	公告の日から 起算して10年 を経過する日	乙は、経営管理権 の存続期間中に、森 林の多面的機能を発 揮するとともに、森 林資源の充実を図る ため、除伐、保育間 伐、枝打ちその他必 要な施業を実施す る。伐採木は枝払 い、玉切りして、今 後の施業に支障が生 じないよう林内に集 積する。 また、火災、病害 虫及び気象災害等の 状況を確認するた め、年1回以上、林 道などの既設道から 目視による森林巡回 を実施する。 経営管理実施権の 設定は行わない。	乙が経営管理を行うた めに要した経費は、乙が 負担するものとする。 また、原則として乙は 間伐材の搬出及び販売は 行わない。	乙から甲に対して 金銭の支払は行わな い。	集積計画の対象 範囲は別図のと おり
2	萱尾町滝山	276	3175	ニ	山林	0.03	スギ	52						
3	萱尾町滝山	278-1	3175	ニ	山林	0.05	スギ	69						
4	萱尾町滝山	283-1	3175	ニ	山林	0.005	スギ	69						
5	萱尾町滝山	285-1	3175	ニ	山林	0.05	スギ	68						
6	萱尾町滝山	286	3175	ニ	山林	0.05	スギ	68						
7	萱尾町滝山	287	3175	ニ	山林	0.04	スギ	68						
8	萱尾町滝山	315	3175	ニ	山林	0.03	ヒノキ	52						
9	萱尾町滝山	316-1	3175	ニ	山林	0.04	ヒノキ	52						
10	萱尾町滝山	331-3	3175	ニ	山林	0.03	ヒノキ	52						
11	萱尾町蛇谷	369	3175	ハ	山林	1.51	スギ	64						
12	萱尾町平子	625	3175	ハ	山林	0.13	スギ	64						
13	萱尾町平子	638	3175	ハ	山林	0.08	スギ	64						
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 東近江市長 小 椋 正清 住所（同上） 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住所（同上）														

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	集 8-2	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）		（名称） 東近江市長 小 椋 正清					（所在地） 東近江市八日市緑町10番 5 号				
		経営管理権を設定する森林の 森林所有者（甲）		（氏名又は名称）					（住所又は所在地）				

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権の 存続期間 （終期） （B）	経営管理権に 基づいて行われる 経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益か ら伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある 場合において甲に支払わ れるべき金銭（D）の額 の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	萱尾町植出	417-1	3175	□	山林	0.05	スギ	60	公告の日から	公告の日から 起算して10年 を経過する日	乙は、経営管理権 の存続期間中に、森 林の多面的機能を発 揮するとともに、森 林資源の充実を図る ため、除伐、保育間 伐、枝打ちその他必 要な施業を実施す る。伐採木は枝払 い、玉切りして、今 後の施業に支障が生 じないよう林内に集 積する。 また、火災、病害 虫及び気象災害等の 状況を確認するた め、年1回以上、林 道などの既設道から 目視による森林巡回 を実施する。 経営管理実施権の 設定は行わない。	乙が経営管理を行うた めに要した経費は、乙が 負担するものとする。 また、原則として乙は 間伐材の搬出及び販売は 行わない。	乙から甲に対して 金銭の支払は行わな い。	集積計画の対象 範囲は別図のと おり
2	萱尾町植出	418-2	3175	□	山林	0.03	スギ	60						
3	萱尾町平子	626	3176	ホ	山林	0.27	スギ	60						
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

東近江市長 小 椋 正清

住所（同上）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住所（同上）

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	集 8-3	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）		（名称） 東近江市長 小 椋 正清					（所在地） 東近江市八日市緑町10番 5 号					
		経営管理権を設定する森林の 森林所有者（甲）		（氏名又は名称）					（住所又は所在地）					
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権の 存続期間 （終期） （B）	経営管理権に 基づいて行われる 経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある 場合において甲に支払わ れるべき金銭（D）の額 の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	萱尾町滝山	279-3	3175	ハ	山林	0.01	スギ	64	公告の日から	公告の日から 起算して10年 を経過する日	乙は、経営管理権 の存続期間中に、森 林の多面的機能を発 揮するとともに、森 林資源の充実を図る ため、除伐、保育間 伐、枝打ちその他必 要な施業を実施す る。伐採木は枝払 い、玉切りして、今 後の施業に支障が生 じないよう林内に集 積する。 また、火災、病害 虫及び気象災害等の 状況を確認するた め、年1回以上、林 道などの既設道から 目視による森林巡回 を実施する。 経営管理実施権の 設定は行わない。	乙が経営管理を行うた めに要した経費は、乙が 負担するものとする。 また、原則として乙は 間伐材の搬出及び販売は 行わない。	乙から甲に対して 金銭の支払は行わな い。	集積計画の対象 範囲は別図のと おり
2	萱尾町滝山	282-3	3175	ハ	山林	0.05	スギ	64						
3	萱尾町上出	366-1	3175	ハ	山林	0.19	スギ	64						
4	萱尾町植出	414	3175	□	山林	0.05	ヒノキ	61						
5	萱尾町植出	415	3175	□	山林	0.11	スギ	55						
6	萱尾町平子	627	3176	ホ	山林	0.14	スギ	58						
7	萱尾町平子	632-1	3176	ホ	山林	0.13	スギ	47						
8														
9														
10														
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 東近江市長 小 椋 正清 住所（同上） 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住所（同上）														

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	集 8-4	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）		（名称） 東近江市長 小 椋 正清					（所在地） 東近江市八日市緑町10番 5 号					
		経営管理権を設定する森林の 森林所有者（甲）		（氏名又は名称）					（住所又は所在地）					
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権の 存続期間 （終期） （B）	経営管理権に 基づいて行われる 経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある 場合において甲に支払わ れるべき金銭（D）の額 の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	萱尾町平子	636-1	3176	ホ	山林	0.12	スギ	66	公告の日から	公告の日から 起算して10年 を経過する日	乙は、経営管理権 の存続期間中に、森 林の多面的機能を発 揮するとともに、森 林資源の充実を図る ため、除伐、保育間 伐、枝打ちその他必 要な施業を実施す る。伐採木は枝払 い、玉切りして、今 後の施業に支障が生 じないよう林内に集 積する。 また、火災、病害 虫及び気象災害等の 状況を確認するた め、年1回以上、林 道などの既設道から 目視による森林巡回 を実施する。 経営管理実施権の 設定は行わない。	乙が経営管理を行うた めに要した経費は、乙が 負担するものとする。 また、原則として乙は 間伐材の搬出及び販売は 行わない。	乙から甲に対して 金銭の支払は行わな い。	集積計画の対象 範囲は別図のと おり
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

東近江市長 小 椋 正清

住所（同上）

住所（同上）

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	集 8-5	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）		（名称） 東近江市長 小 椋 正清					（所在地） 東近江市八日市緑町10番 5 号					
		経営管理権を設定する森林の 森林所有者（甲）		（氏名又は名称）					（住所又は所在地）					
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権の 存続期間 （終期） （B）	経営管理権に 基づいて行われる 経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある 場合において甲に支払わ れるべき金銭（D）の額 の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	萱尾町平子	621-2	3175	イ	山林	0.1	スギ	69	公告の日から	公告の日から 起算して10年 を経過する日	乙は、経営管理権 の存続期間中に、森 林の多面的機能を発 揮するとともに、森 林資源の充実を図る ため、除伐、保育間 伐、枝打ちその他必 要な施業を実施す る。伐採木は枝払 い、玉切りして、今 後の施業に支障が生 じないよう林内に集 積する。 また、火災、病害 虫及び気象災害等の 状況を確認するた め、年1回以上、林 道などの既設道から 目視による森林巡回 を実施する。 経営管理実施権の 設定は行わない。	乙が経営管理を行うた めに要した経費は、乙が 負担するものとする。 また、原則として乙は 間伐材の搬出及び販売は 行わない。	乙から甲に対して 金銭の支払は行わな い。	集積計画の対象 範囲は別図のと おり
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

東近江市長 小 椋 正清

住所（同上）

住所（同上）

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	集 8-6	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）		（名称） 東近江市長 小 椋 正清					（所在地） 東近江市八日市緑町10番 5 号					
		経営管理権を設定する森林の 森林所有者（甲）		（氏名又は名称）					（住所又は所在地）					
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権の 存続期間 （終期） （B）	経営管理権に 基づいて行われる 経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある 場合において甲に支払わ れるべき金銭（D）の額 の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	萱尾町平子	624	3176	ホ	山林	0.05	スギ	50	公告の日から	公告の日から 起算して10年 を経過する日	乙は、経営管理権 の存続期間中に、森 林の多面的機能を発 揮するとともに、森 林資源の充実を図る ため、除伐、保育間 伐、枝打ちその他必 要な施業を実施す る。伐採木は枝払 い、玉切りして、今 後の施業に支障が生 じないよう林内に集 積する。 また、火災、病害 虫及び気象災害等の 状況を確認するた め、年1回以上、林 道などの既設道から 目視による森林巡回 を実施する。 経営管理実施権の 設定は行わない。	乙が経営管理を行うた めに要した経費は、乙が 負担するものとする。 また、原則として乙は 間伐材の搬出及び販売は 行わない。	乙から甲に対して 金銭の支払は行わな い。	集積計画の対象 範囲は別図のと おり
2	萱尾町平子	628	3176	ホ	山林	0.92	ヒノキ	48						
3	萱尾町平子	634-1	3176	ホ	山林	0.07	スギ	64						
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

東近江市長 小 椋 正清

住所（同上）

住所（同上）

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	集 8-7	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）		（名称） 東近江市長 小 椋 正清					（所在地） 東近江市八日市緑町10番 5 号					
		経営管理権を設定する森林の 森林所有者（甲）		（氏名又は名称）					（住所又は所在地）					
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権の 存続期間 （終期） （B）	経営管理権に 基づいて行われる 経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある 場合において甲に支払わ れるべき金銭（D）の額 の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	萱尾町平子	623	3176	ホ	山林	0.02	ヒノキ	50	公告の日から	公告の日から 起算して10年 を経過する日	乙は、経営管理権 の存続期間中に、森 林の多面的機能を発 揮するとともに、森 林資源の充実を図る ため、除伐、保育間 伐、枝打ちその他必 要な施業を実施す る。伐採木は枝払 い、玉切りして、今 後の施業に支障が生 じないよう林内に集 積する。 また、火災、病害 虫及び気象災害等の 状況を確認するた め、年1回以上、林 道などの既設道から 目視による森林巡回 を実施する。 経営管理実施権の 設定は行わない。	乙が経営管理を行うた めに要した経費は、乙が 負担するものとする。 また、原則として乙は 間伐材の搬出及び販売は 行わない。	乙から甲に対して 金銭の支払は行わな い。	集積計画の対象 範囲は別図のと おり
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

東近江市長 小 椋 正清

住所（同上）

住所（同上）

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	集 8-8	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）		（名称） 東近江市長 小 椋 正清					（所在地） 東近江市八日市緑町10番 5 号					
		経営管理権を設定する森林の 森林所有者（甲）		（氏名又は名称）					（住所又は所在地）					
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権の 存続期間 （終期） （B）	経営管理権に 基づいて行われる 経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある 場合において甲に支払わ れるべき金銭（D）の額 の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	萱尾町平子	631	3175	ハ	山林	0.29	スギ	64	公告の日から	公告の日から 起算して10年 を経過する日	乙は、経営管理権 の存続期間中に、森 林の多面的機能を発 揮するとともに、森 林資源の充実を図る ため、除伐、保育間 伐、枝打ちその他必 要な施業を実施す る。伐採木は枝払 い、玉切りして、今 後の施業に支障が生 じないよう林内に集 積する。 また、火災、病害 虫及び気象災害等の 状況を確認するた め、年1回以上、林 道などの既設道から 目視による森林巡回 を実施する。 経営管理実施権の 設定は行わない。	乙が経営管理を行うた めに要した経費は、乙が 負担するものとする。 また、原則として乙は 間伐材の搬出及び販売は 行わない。	乙から甲に対して 金銭の支払は行わな い。	集積計画の対象 範囲は別図のと おり
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

東近江市長 小 椋 正清

住所（同上）

住所（同上）

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	集 8-9	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）		（名称） 東近江市長 小 椋 正清					（所在地） 東近江市八日市緑町10番 5 号					
		経営管理権を設定する森林の 森林所有者（甲）		（氏名又は名称）					（住所又は所在地）					
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権の 存続期間 （終期） （B）	経営管理権に 基づいて行われる 経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある 場合において甲に支払わ れるべき金銭（D）の額 の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	萱尾町蛇谷	371-2	3175	イ	山林	0.12	スギ	62	公告の日から	公告の日から 起算して10年 を経過する日	乙は、経営管理権 の存続期間中に、森 林の多面的機能を発 揮するとともに、森 林資源の充実を図る ため、除伐、保育間 伐、枝打ちその他必 要な施業を実施す る。伐採木は枝払 い、玉切りして、今 後の施業に支障が生 じないよう林内に集 積する。 また、火災、病害 虫及び気象災害等 の状況を確認するた め、年1回以上、林 道などの既設道から 目視による森林巡回 を実施する。 経営管理実施権の 設定は行わない。	乙が経営管理を行うた めに要した経費は、乙が 負担するものとする。 また、原則として乙は 間伐材の搬出及び販売は 行わない。	乙から甲に対して 金銭の支払は行わな い。	集積計画の対象 範囲は別図のと おり
2	萱尾町蛇谷	380	3175	イ	山林	0.1	スギ	62						
3	萱尾町蛇谷	381	3175	イ	山林	0.29	スギ	59						
4	萱尾町蛇谷	382	3175	イ	山林	0.35	スギ	71						
5	萱尾町蛇谷	383	3175	イ	山林	0.25	スギ	69						
6	萱尾町蛇谷	384	3175	イ	山林	0.45	スギ	71						
7	萱尾町上段	618-1	3175	イ	山林	0.04	スギ	50						
8	萱尾町上段	618-6	3175	イ	山林	0.03	スギ	50						
9	萱尾町平子	619	3175	イ	山林	0.28	スギ	59						
10	萱尾町平子	629	3176	ホ	山林	0.04	ヒノキ	62						
11	萱尾町平子	630	3176	ホ	山林	0.04	ヒノキ	62						
12														

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

東近江市長 小 椋 正清

住所（同上）

住所（同上）

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	集8-10	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）		（名称） 東近江市長 小椋 正清					（所在地） 東近江市八日市緑町10番5号					
		経営管理権を設定する森林の 森林所有者（甲）		（氏名又は名称）					（住所又は所在地）					
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権の 存続期間 （終期） （B）	経営管理権に 基づいて行われる 経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある 場合において甲に支払わ れるべき金銭（D）の額 の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	萱尾町平子	637	3176	ホ	山林	0.07	ヒノキ	60	公告の日から	公告の日から 起算して10年 を経過する日	乙は、経営管理権 の存続期間中に、森 林の多面的機能を発 揮するとともに、森 林資源の充実を図る ため、除伐、保育間 伐、枝打ちその他必 要な施業を実施す る。伐採木は枝払 い、玉切りして、今 後の施業に支障が生 じないよう林内に集 積する。 また、火災、病害 虫及び気象災害等の 状況を確認するた め、年1回以上、林 道などの既設道から 目視による森林巡回 を実施する。 経営管理実施権の 設定は行わない。	乙が経営管理を行うた めに要した経費は、乙が 負担するものとする。 また、原則として乙は 間伐材の搬出及び販売は 行わない。	乙から甲に対して 金銭の支払は行わな い。	集積計画の対象 範囲は別図のと おり
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

東近江市長 小椋 正清

住所（同上）

住所（同上）